

改正臓器移植法附則第 5 項に伴う検討課題

○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

附 則

- 5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附則第 5 項に係る検討体制】

移植医療に係る業務に従事する者が、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する方策については、現在、厚生労働科学研究において検討を進めているところ。

脳死判定・臓器摘出を行わない「虐待を受けた児童」の範囲や、当該児童の臓器提供に関する意思の取扱いについては、附則第 5 項の趣旨を踏まえ、本作業班において検討を進める。

(検討課題 1)

改正法附則第5項に規定する「虐待を受けた児童が死亡した場合」及び「(虐待が行われた) 疑いがある場合」の解釈について

【検討の視点】

改正法附則第5項の規定及び国会審議を踏まえると、以下の取扱いとすることの良いか。

① 虐待を受けた児童が死亡した場合とは、脳死又は心停止となった原因が虐待でないことが明白な場合まで含むものではないが、直接の原因が虐待である場合に限らず、児童の死亡について、虐待が関与している場合との解釈で良いか。

② 附則第5項は、移植医療に係る児童への対応について規定しており、虐待一般への対応について規定したものではないため、「(虐待が行われた) 疑いがある場合」とは、移植の段階で同項の目的に照らして確認を行うというような考え方も取り得る。

一方、医療機関における虐待対応の実情に鑑みれば、診療の初期段階から対応を行っていることから、運用としては、地域との連携により進められる虐待診療を通じて、虐待が疑われる場合に移植の対象外とするとの解釈で良いか。

※ この場合、児童の死亡について虐待が関与していることが明白でない場合でも、治療の過程で虐待が疑われた場合には、移植の対象外とすることとなる。

また、治療の過程で、当初、児童に対する虐待が疑われた場合であっても、当該児童が脳死又は心停止に至るまでの間に、当該児童の死亡について虐待が関与していないことが明白となり、疑いが無くなった場合には、御家族に臓器提供についての説明等を行うことができる。

(検討課題2)

虐待を受けた児童の臓器を提供する意思の取扱いについて

【検討の視点】

- ① 改正法附則第5項に規定する「児童」は18歳未満の者をいうとの解釈でよいか。
- ② この場合、15歳以上18歳未満の児童で、虐待により死亡した者が臓器を提供する意思を表示していることが考えられるが、附則第5項の趣旨に鑑み、臓器を提供しないという取扱いで良いか。

【参考】

○児童虐待防止法（平成12年法律第82号）（抄）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一～四 （略）

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

平成21年7月7日参議院厚生労働委員会議事録（抄）

○南野知恵子議員

小児の臓器移植の拡大に関しては、虐待児が臓器を摘出される懸念が様々なところから表明されております。虐待児童、虐待児がドナーとならないようなシステム、これを確立する必要があると考えます。

この点、A案では虐待児かどうかの確認と適切な対応のための方策について検討規定が設けられておりますけれども、提出者としてこの検討をどう行うべきと考えておられますか。今年後ということでしたが、被虐待児からの臓器提出を防止するための検討は一年後と言わず早期に開始する必要があると考えますが、御所見を伺います。

○衆議院議員（山内康一議員）

児童虐待を行った者は、被害者である児童の利益を考慮した上で意思表示をするという立場にはなく、また臓器の摘出が虐待を隠滅することに使われてはならないことは言うまでもありません。虐待を受けて死に至った児童から臓器が摘出されないようにするのは当然のことと考えております。具体的な検討に当たっては、児童虐待の現状を十分に踏まえた上で、医療現場に従事する者、児童虐待の専門家などの意見を参考にして、早急に被虐待児からの臓器摘出を防止するための方策を考える必要があると考えております。

そういった意味で、このための検討については改正法の公布後から一年後と言わずに早急に開始すべきとの御意見ですけれども、その点に関しては全くそのとおりだと思っております。早急な検討が必要だということは考えております。